

令和3年白川町議会第1回定例会会議録（第2日）

1. 応招年月日 令和3年3月3日（水）午後1時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 議第20号 令和2年度白川町一般会計補正予算（第8号）

議第21号 令和2年度白川町国民健康保険特別会計補正予算  
（第2号）

議第22号 令和2年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第  
3号）

議第23号 令和2年度白川町地域振興券交付事特別会計補正  
予算（第4号）

議第24号 令和2年度白川町介護保険特別会計補正予算（第  
3号）

日程第3 承第1号 専決処分した事件の承認について

令和2年度白川町一般会計補正予算（第7号）

承第2号 専決処分した事件の承認について

令和2年度白川町地域振興券交付事業特別会計  
補正予算（第3号）

議第7号 白川町議会議員及び白川町長の選挙における選挙  
運動の公費負担に関する条例について

議第8号 白川町総合計画審議会条例の一部を改正する条例  
について

議第9号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
について

議第10号 白川町小学校及び中学校の設置等に関する条例及  
び白川町学校給食共同調理場条例の一部を改正す  
る条例について

議第11号 白川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正  
する条例について

議第12号 白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例に  
ついて

議第13号 白川町介護保険条例の一部を改正する条例につい  
て

議第14号 白川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正

する条例について

議第15号 白川町営住宅及び白川町営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第16号 公の施設の指定管理者の指定について

議第17号 白川町第6次総合計画の策定について

議第18号 財産の取得について（デジタル簡易無線機）

議第19号 財産の取得について（スクールバス）

3. 出席議員 1番 服部圭子君、 2番 佐伯好典君、 3番 梅田みつよ君、  
4番 藤井宏之君、 5番 嶋田有康君、 6番 渡邊昌俊君、  
7番 細江茂樹君、 8番 安江孝弘君、 9番 今井昌平君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	横家敏昭君、	副町長	佐伯正貴君、
教育長	鈴村雅史君、	総務課長	安江章君、
企画課長	長尾弘巳君、	町民課長	藤井勝則君、
保健福祉課長	杉山哉史君、	農林課長	三宅正仁君、
建設環境課長	藤井充宏君、	教育課長	藤井寿弘君、
会計管理者	加藤博史君		

6. 職務のために出席した者

事務局長	大岩裕樹君、	書記	河上翔哉君、
書記	川上真理君		

7. 会議の経過

（議長 9番 今井昌平君）

- 議長 改めまして皆さんこんにちは。午前中の予算審査特別委員会に引き続いて、2日目の第1回定例会ということでご参集いただきましてありがとうございます。

本日は令和3年3月3日、予算審査特別委員長も話していましたように数字の3が3つ揃う日で、昔切手を買って郵便局で押印してもらったことを思い出しました。

コロナウイルスも感染が少し減少してきましたが、今が正念場だと思っています。

これからの会議は、補正予算など慎重に審議、議決をお願いし、冒頭のご挨拶とします。

本日の会議は、広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。

- 議 長 ただいまの出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。
- 議 長 ただいまから、本日の会議を開きます。  
◇日程第1 会議録署名者の指名
- 議 長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。
- 議 長 会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、8番 安江孝弘君、1番 服部圭子君を指名します。  
◇日程第2 議第20号 令和2年度白川町一般会計補正予算（第8号）  
議第21号 令和2年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議第22号 令和2年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第3号）  
議第23号 令和2年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算（第4号）  
議第24号 令和2年度白川町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議 長 日程第2 議第20号「令和2年度白川町一般会計補正予算（第8号）」、議第21号「令和2年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議題22号「令和2年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第3号）」、議第23号「令和2年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算（第4号）」、議題24号「令和2年度白川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」以上5件については、3月2日の本会議において、予算審査特別委員会にその審査を付託しておりますので、委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。
- 議 長 予算審査特別委員会 委員長 梅田みつよ君。  
（予算審査特別委員会 委員長報告）
- 予算審査特別委員長 白川町議会予算審査常任委員会報告、予算審査特別委員会に付託された、議第20号 令和2年度白川町一般会計補正予算（第8号）、議第21号 令和2年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議題22号 令和2年度白川町簡易水道特別会計補正予算（第3号）、議題23号 令和2年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算（第4号）、議第24号 令和2年度白川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、審査の結果を報告します。  
本委員会は、本日、執行部から詳細な説明を受け慎重な審議を行った結果、いずれの会計についても全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

今年度も残すところ1ヶ月足らずとなりました。今年度はコロナ禍にあつて通常の事業とは別に、コロナ関連予算を計上され、様々な事業が実施されました。そのような中、今年度事業の実施結果や進捗状況を精査し、必要に応じた予算の増額・減額が行われていることを認めるものであります。

年度末にあたり、今一度、今年度事業の精査をされると共に、審査の過程で出された意見を十分尊重し、効果的な予算の執行に努められるようお願いし、予算審査特別委員会の議案審査報告とさせていただきます。

令和3年3月3日 委員長 梅田みつよ。

- 議長 委員長に対する質疑は省略し、討論を行います。まず、反対の討論を許します。

(反対討論なし)

- 議長 次に、賛成の討論を許します。はい、嶋田君。

(5番 嶋田有康君 )

- 5番 令和2年度白川町一般会計補正予算、国民健康保険特別会計補正予算、簡易水道特別会計補正予算、地域振興券交付事業特別会計補正予算及び介護保険特別会計補正予算に賛成の立場で討論を行います。

今回の補正予算は、国及び県の事業採択に伴ったものや今年度の事業を精査された上で必要に応じたものなど、それぞれ適正に追加や減額されていることを認めるものであります。

今年度も残りわずかとなりました。今回追加された事業はもちろんのこと、今年度当初に計画されている事業についても今一度精査され、着実に実施されるとともに、新年度に向けて引き続き計画的、かつ効果的な事業推進をされるようお願いし、賛成討論とします

- 議長 討論を終わります。採決します。

議第20号「令和2年度白川町一般会計補正予算（第8号）」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

- 議長 起立全員であります。

よって、議第20号「令和2年度白川町一般会計補正予算（第8号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

- 議長 次に、議第21号「令和2年度白川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の

報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○ 議長 起立全員であります。

よって、議第21号「令和2年度白川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決しました

○ 議長 次に、議第22号「令和2年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第3号)」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○ 議長 起立全員であります。

よって、議第22号「令和2年度白川町簡易水道特別会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

○ 議長 次に、議第23号「令和2年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算(第4号)」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○ 議長 起立全員であります。

よって、議第23号「令和2年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算(第4号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

○ 議長 次に、議第24号「令和2年度白川町介護保険特別会計補正予算(第3号)」に対する、委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○ 議長 起立全員であります。

よって、議第24号「令和2年度白川町介護保険特別会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

◇日程第3 承第1号 専決処分した事件の承認について

令和2年度白川町一般会計補正予算(第7号)

承第2号 専決処分した事件の承認について

令和2年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算(第3号)

議第7号 白川町議会議員及び白川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について

議第8号 白川町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

議第9号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
について

議第10号 白川町小学校及び中学校の設置等に関する条例及  
び白川町学校給食共同調理場条例の一部を改正す  
る条例について

議第11号 白川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正  
する条例について

議第12号 白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例に  
ついて

議第13号 白川町介護保険条例の一部を改正する条例につい  
て

議第14号 白川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正  
する条例について

議第15号 白川町営住宅及び白川町営単独住宅の設置及び管  
理に関する条例の一部を改正する条例について

議第16号 公の施設の指定管理者の指定について

議第17号 白川町第6次総合計画の策定について

議第18号 財産の取得について（デジタル簡易無線機）

議第19号 財産の取得について（スクールバス）

○ 議 長 次に、日程第3に掲げました15案件については、3月2日の本会議にお  
いて一括上程し、町長の提案説明を受けております。ただいまから議事日程  
に掲げましたとおり、承第1号からそれぞれ説明を求めながら、審議を行いま  
す。

○ 議 長 日程第3のうち、承第1号「専決処分した事件の承認について 令和2年  
度白川町一般会計補正予算（第7号）」、承第2号「専決処分した事件の承  
認について 令和2年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算（第3  
号）」の以上2件について、一括議題とします。

説明を求めます。総務課長。

（総務課長 安江章君 登壇）

○ 総務課長 承第1号 専決処分した事件の承認について 令和2年度白川町一般会計  
補正予算（第7号）、承第2号 専決処分した事件の承認について 令和2  
年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算（第3号）について、議案  
及び提案説明を朗読し、説明した。

○ 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。  
1番。

(1番 服部圭子君)

- 1 番 地域振興券のところですが、好評ということで大変良かったかなと思います。最初は、町民の方の60パーセントぐらいが利用されるのではないかという見込みでしたが、最終的にどの程度の利用があったのかということだけお聞かせ願います。
- 議 長 はい。企画課長。  
(企画課長 長尾弘巳君)
- 企画課長 プレミアム付振興券につきましては、当初60パーセントの方が購入するであろうという予算を組まさせていただきました。今回、600万円という金額が増額ということで約62パーセントになりました。町内ではこれを活用されて商品を買っていただいたということで好評を得ております。こういった機会を通じてコロナの方もある程度癒されたのではないかと考えております。
- 議 長 他にございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。  
承第1号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、承第1号「専決処分した事件の承認について 令和2年度白川町一般会計補正予算(第7号)」は、報告のとおり承認しました。
- 議 長 次に、承第2号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、承第2号「専決処分した事件の承認について 令和2年度白川町地域振興券交付事業特別会計補正予算(第3号)」は、報告のとおり承認しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第7号「白川町議会議員及び白川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について」を議題とします。  
説明を求めます。総務課長。  
(総務課長 安江章君 登壇)
- 総務課長 議第7号 白川町議会議員及び白川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○ 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

○ 議 長 討論を終わります。採決します。

議第7号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第7号「白川町議会議員及び白川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について」は、原案のとおり可決しました。

○ 議 長 次に、日程第3のうち、議第8号「白川町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

説明を求めます。企画課長。

(企画課長 長尾弘巳君 登壇)

○ 企画課長 議第8号 白川町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

○ 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。

はい。3番。

(3番 梅田みつよ君)

○ 3 番 改正後の3号ですけども、まず、2号に総合戦略に関することというふう  
に条文が書かれていて、それ以外に3号で総合戦略に関し町長が必要と認める  
事項ということになるんですが、具体的にどのようなことを想定されている  
のか教えていただけますでしょうか。

○ 議 長 はい。企画課長。

○ 企画課長 1号から3号まで追加をしております。3号につきましては、今言われま  
した2号に掲げてない部分の総合計画及び総合戦略に関してということで、  
町長が必要と認めるものというものです。具体的には計画の策定に係る部分  
で、内容に関するもの以外で考えております。具体的なところはちょっとお  
答えできないので、すべての計画に付随されていない部分が、どうしても計  
画の策定については出てまいります。構成や、審議をする段階での協議事項  
等がありますので、それらを網羅するために条例でこの項目を設けておりま  
す。

○ 議 長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。  
議第8号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第8号「白川町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第9号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。  
説明を求めます。町民課長。  
(町民課長 藤井勝則君 登壇)
- 町民課長 議第9号 白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。  
議第9号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議第9号「白川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第10号「白川町小学校及び中学校の設置等に関する条例及び白川町学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例について」、を議題とします。  
説明を求めます。教育課長。  
(教育課長 藤井寿弘君 登壇)
- 教育課長 議第10号 白川町小学校及び中学校の設置等に関する条例及び白川町学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)

- 議 長 討論を終わります。採決します。  
議第10号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議第10号「白川町小学校及び中学校の設置等に関する条例及び白川町学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第11号「白川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。  
説明を求めます。保健福祉課長。  
(保健福祉課長 杉山哉史君 登壇)
- 保健福祉課長 議第11号 白川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。  
議第11号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第11号「白川町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第12号「白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。  
説明を求めます。保健福祉課長。  
(保健福祉課長 杉山哉史君 登壇)
- 保健福祉課長 議第12号 白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。  
議第12号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

- 議 長     ご異議なしと認めます。よって、議第12号「白川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長     次に、日程第3のうち、議第13号「白川町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。  
説明を求めます。保健福祉課長。  
(保健福祉課長 杉山哉史君 登壇)
- 保健福祉課長     議第13号 白川町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長     説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長     質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長     討論を終わります。採決します。  
議第13号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長     ご異議なしと認めます。よって、議第13号「白川町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長     次に、日程第3のうち、議第14号「白川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。  
説明を求めます。保健福祉課長。  
(保健福祉課長 杉山哉史君 登壇)
- 保健福祉課長     議第14号 白川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長     説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長     質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長     討論を終わります。採決します。  
議第14号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長     ご異議なしと認めます。よって、議第14号「白川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長     次に、日程第3のうち、議第15号「白川町営住宅及び白川町営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

説明を求めます。建設環境課長。

(建設環境課長 藤井充宏君 登壇)

- 建設環境課長 議第15号 白川町営住宅及び白川町営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

- 議長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

- 議長 討論を終わります。採決します。

議第15号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第15号「白川町営住宅及び白川町営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決しました。

- 議長 次に、日程第3のうち、議第16号「公の施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長 安江章君 登壇)

- 総務課長 議第16号 公の施設の指定管理者の指定について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

- 議長 説明が終わりました。質疑を許します。

はい。1番。

(1番 服部圭子君)

- 1番 質問させていただきます。まず楽集館のことですが、指定期間が8年までとなっています。庁舎の建設は令和8年になるわけですが、楽集館は建物が老朽化しているとかそういった面もあります。今後も庁舎と関連でいくのか、引き続き図書館としてやっていくのかという点の方針をお聞きしたいと思います。

それと、同じく新白川温泉施設ですが、こちらについては令和4年ぐらいから廃止というような議論が起こっております。その点についても、いつまでか、その後の使用についても白川町農業開発に委託していくのかという点のお考えをお聞かせください。

また、これは文面上ですが、こういったところに代表取締役として町長がなっておられますが、町長の在任がなくなったとしたらどのように変更するのでしょうか。

- 議 長 はい、総務課長。  
(総務課長 安江章君)
- 総務課長 今ご質問いただきました件については、先般、議員協議会の折にも新白川温泉施設についてご質問いただいて、企画課長の方からお答えをいたしましたとおりでございます。期間については、楽集館を含めて変更になる施設についても出てこようかと思えます。そういった施設については、改めてそうした時点がまいりました上に協議をいたしまして、変更の議決をお願いする形になろうかと思えます。また、今の代表取締役等については、それぞれの会社の中で総会等で決められてまいりますので、それに合わせての変更になってこようかと思えます。
- 議 長 はい。1番。
- 1 番 楽集館が今後の庁舎との関わりで庁舎と一緒にになるとか、そういったようなお考え方をお聞きしたかったです。
- 議 長 はい。総務課長。
- 総務課長 庁舎についてはこれから基本計画、基本設計という形で、順に協議を進めてまいります。楽集館の在り方についても、いろいろとご意見もあろうかと思えますので、庁舎の件と進めていながら楽集館をどうしていくのか、そうしたことも合わせて協議をしていく中で決定をしていきたいと思っております。
- 議 長 はい。2番。  
(2番 佐伯好典君)
- 2 番 先日の協議会でもクオーレについて質問させていただきましたが、決算書の方をチェックいたしました。経営については何も問題はないですが、一番最初の総括の最後の部分に同じ様にスタッフみんなで話し合っただけでより良くしていきますという文言がずっと続いています。今までクオーレについていろいろご意見したのは、やはりスタッフの方からの声が大きくあり、今リバーパークもできました。あそこと同じ会社が今度名古屋の公園にも大きなバーベキュー場を作ります。クオーレもいつまでも改善がないまま進んでいくと大きな打撃を生むのではないかと心配します。毎年決算の中でスタッフみんなの意見を聞いて改善していくという言葉がありながら、それがどうも改善されているように僕には思えません。こちらの代表取締役は町長ですが、やはりここで更なる改善を目指すということをお願いいただければ安心すると思えます。その点についての考えをお願いします。
- 議 長 はい。町長。  
(町長 横家敏昭君)

- 町 長 私、代表でございますけれども、ほとんど行ってないわけでございます。スタッフの皆さん方がそれぞれという形のなかで、いろいろな問題等もございまして、例えば、この前ネットでの予約という点で、既にネット予約の部分始めて、今9月の状態まで予約がきておるわけ。そういう状態をみてますと、ネットでいただいて、それからスタッフがもう一度確認しています。その確認作業の中で、お客様との付き合いが広がっていくというような報告を昨日、受けておるわけでございます。そういう面からも、スタッフの皆さん方がそれぞれの中で思いを出し合う部分というのが必要ではないかと思っております。その中で、スタッフの皆さんが本当に自分たちのために考えているならば、何も内部の中でもっと検討すべきであって、外で検討すべき話ではないなと思っております。
- 議 長 はい。2番。
- 2 番 今、外での検討というお話をされたんですけども、町長は代表取締役の名前はあるけれども、なかなか行けないというのはわかっております。ただ、やはりスタッフ全員で組織の中で話し合う体質というのは、なかなか構築されていないのではないかと感じます。中で解決する面に関して、取締役である町長から、やはり「こういうふうに話し合ってみんなでやって行きなさいよ」という言葉は非常に効果があると思っております。なかなか毎年改善されない中で、鶴の一声ではないですが、町長がクオーレをもっと良くするためにここを改善していこうと。決算書では次の時にみんなの話しを聞いて良くなりましたというようなことが出てくると、僕はすごくいいと思っております。そうするとクオーレも魅力的な場所になっていくんじゃないかなと思っておりますので、そこをお願いしていきます。
- 議 長 町長。
- 町 長 この件につきましては、役員というのは私も含め地元の役員の方がたくさんお見えになります。役員の方というのは出資者でございまして、その方たちは出資というのは土地で出資をしておみえです。その方たちが実際の運営の決済の一番の元になりますので、その人たちとの多数決によって当然、総会等の運営は決まってくるわけでございます。そういう席に主要な正社員がほとんど出席をするわけでございます。ですから、そうした雰囲気というのも当然わかっていると私は理解しております。年数回、私と職員の懇親会みたいなものをやるわけでございます。これにつきましては、正社員の主だった方たちがお見えになるわけですが、そんな席をお願いをするものでございます。あるいは、こんな事業をやったらどうですかというような提案させてもらっておるわけでございます。以上でございます。

- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。  
議第16号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第16号「公の施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第17号「白川町第6次総合計画の策定について」を議題とします。  
説明を求めます。企画課長。  
(企画課長 長尾弘巳君 登壇)
- 企画課長 議第17号 白川町第6次総合計画の策定について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。  
はい。3番。  
(3番 梅田みつよ君)
- 3 番 前回の議員協議会の時に、審議委員の中に医療職の委員が存在しないということで、ご指摘させていただいた次第でございます。それについて、今後この6次総合計画を実施していくにあたり、そういった役員改正といえますか役員を改めて戦略に加わっていただくような考え方はあるのかを、お聞きしたいと思います。
- 議 長 はい。企画課長。
- 企画課長 町の総合計画審議会は町の諮問機関ということで、総合計画策定時のご意見を賜るということで設置をしております。ここに関する委員につきましては、町の議会議員、それから産業経済の団体の役職員、公の施設の団体の役職の方、それから学識経験者ということで選出させていただいております。委員の選出につきましては、今後、行政の変更とかその時の世情で変わることがございます。選定につきましては町長の方で決定させていただくことになります。
- 議 長 3番。
- 3 番 では、先ほど条例の方で町長が認めるなにがしかという項目がありましたように、やはりそこへしっかりとそういった分野の方の専門職、あるいは専門家を入れていって、そういうふうと考えていただけると、より良い計画になっていくのではないかというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

- 議 長 はい。町長。  
(町長 横家敏昭君)
- 町 長 委員の選定につきましては、委員を選出する時に今回もそうでしたけれども、議員の皆さん方に報告をさせていただいておるはずでございます。今後につきましては、医者が来ていただくとなれば日程の調整が非常に難しくなるような面もございます。これらの点もふまえて、今後の検証委員会等も行われるわけでございますけれども、そうしたものをふまえて検討させていただきなればいけないですし、当然委員ですので相手の承諾もいるわけでございます。確定ができるという明言はできませんけれども、そういう情勢であるということをご了承、ご理解をいただきたいというふうに思います。
- 議 長 3番。
- 3 番 現在コロナで第一線で頑張っているのが医療機関だというふう  
に思っておりますので、今から時代にあった戦略をしていくためには、やはり  
欠かせない存在であるということも言えると思います。もちろん、委員の  
中に医師が入ることは難しいのかもしれませんが、その意思を受けた代理者  
が出席するということも可能ではないかというふうに考えます。以上です。
- 議 長 はい。副町長。  
(副町長 佐伯正貴君)
- 副 町 長 議員協議会のお話をされた時は、意見として申し上げるお話でしたの  
で特にお答えをしておかなかったと思いますが、今は明確な回答というお話でし  
たので、今答えてさせていただきます。基本的に選定部分の1号、2号、3  
号、4号は総合計画の条例の中で決まった区分でして、その中に誰を選ぶか  
というところは、1号は議員しか無理なので他の人は入る余地はございませ  
ん。今の2号、3号、4号については、それぞれの区分の中で、その時々  
に応じた方が入ると思います。ですので、3号の中で、今の関係ですと社会福  
祉関係の代表者しか入っていません。医療関係が入っていないということ  
ですが、もちろん総合計画の中には医療分野の事も入っていますので、その中  
のことを検証していく中で必要とあればその方が入ってくることも在りえる  
と思います。次回の計画策定、全く新規で作るのは8年後になると思いま  
すが、その数字と後期計画の見直しをして後期計画の策定を見直す必要があり  
ます。後期計画の段階では、今回ほどではないにしてもある程度の新規は必  
要かと思っておりますので、その時の委員は本格的な構成を考えなければならない  
と思います。時代で今、コロナについてもそうですが、総合計画が始まる頃  
についてはこんな状態になるとは思っていませんでしたが、これからどんな  
状況が起こるか分かりませんので、その時その時でこの号数別に  
応じた委員

を選任していくことは必要であると思います。今の段階で誰を入れるとか、この人はもう入れないでとかは申し上げられませんが、そういった状態でケースバイケースでその時の委員を決めていくこととなります。その点はご了承くださいたいと思います。

○ 議長 はい。1番。  
(1番 服部圭子君)

○ 1番 私は審議会のメンバーでもありますし大まかに賛成であります。この原案というものは2月の審議会のところを出て、もちろん、そのところでは賛成をして通ったものですが、細かいところについては、訂正というか、製本にする過程ではあると思いますのでその点について3つの視点で質問させていただきます。

まず第1点はSDGsの点です。今回の所信表明でも町長が出しておられますが、SDGsについては学習などをするというようなことでしたが、なかなかそういうことも叶わずきました。ここの中にあります上のところにSDGsのいろんなマークが17項目ありますが、その辺について、もっとこれも入るのではないかというような点がありますので、そういった点の見直しについてはされるのかという点をお聞きしたいです。

2点目は、町民参加ということでパブリックコメントを2月28日を終えたわけですが、その中でどのような意見があったかということと、それについて今後の施策の中で反映していくといいというものがあれば教えていただきたいと思います。策定に当たっては、町民懇談会だとかそういうことがコロナの中でできなかったということがありますので、今後、検証作業の中で、やはり町民懇談会というものを策定に関わらずでも行っていくということは必要ではないかと思います。オンラインを使うことも必要ではないかと思いますので、その辺の今後のカバーする面についても考えをお聞かせください。

3点目はコロナ関係ですが、先ほど梅田議員もおっしゃいました。やはり大きく変わっているので、検証については柔軟な姿勢で行っていただきたいと思っております。お願いします。

○ 議長 はい。企画課長。

○ 企画課長 今回の議決につきましては、基本構想の部分ということで、計画の基本になるところをお認めということでお願いしたいと思います。

ご質問にありましたSDGs 17項目につきまして、現在計画で該当するところを色付けしています。本文の文章から推察できる部分を現在色付けをしまして、それ以上に広がりがあるということも考えておりますが、再度

それは検討させていただきますけれども、現在ではそのまま色付けは変えずにいきたいと考えております。

パブリックコメントですが、2月28日までということで行いました。現在2つの団体からご意見をいただいております。大変前向きなご意見をいただいております。ご質問にありました検証作業について、町民、議員が関わる部分そういったところで協力をしたいというようなご意見がございました。その検証のやり方につきまして、町の計画と公表の仕方もあわせて検討をしていきたいと思っております。以上です。

○ 議 長 はい。8番。

(8番 安江孝弘君)

○ 8 番 第6次総合計画の中で書いてございます、24頁に「活力」をカタチにみんなの思いが、と謳ってございますが、私が心配するのは、非常に良いことがたくさん書いてございます。人口の状況も書いてございますが、私が正式に聞いたわけではございませんが、去年の夏、大水が出て小原2、河岐、両神地内が湖になって、池になってしまいました。そして、大臣が来たときに、これは堤防を造らなければいけないこととなり、堤防を造ってしまうと、加子母から、黒川、蘇原から、飛騨川全体からくる水が一気に出てきた時にはおそらく水戸野の周辺まで水がついてしまうと思う。そういう状況の場所に、今ここに堤防を大臣に造って欲しいという話をしたということで、その堤防がどう造られるのか私はわかりませんが、本当にそういう状況下の中で庁舎が河岐に計画されています。そして、固定した堤防を作った時に、本当に水がさばけていけるのか、本当に役場造るところに水が絶対つかないのか、そういう将来計画の中で間違いないんだと、だから堤防を造るだということであれば納得ができる。しかし、今の状況で堤防を造れば余計に、両神地内や小原地内の方が難しい状況になるのではなかろうか。そう思った時に、庁舎の問題あるいは学校統合の問題等を重ねて考えなければならぬと思うが、その辺の近い将来計画というのは大丈夫でしょうか。お尋ねをしておきたいと思えます。

○ 議 長 はい。町長。

(町長 横家敏昭君)

○ 町 長 ちょっと本題から外れておるわけでございますけども、何ですか。総合計画の内容から外れていると認識するものでございますが。

○ 8 番 それなら結構です。

○ 町 長 では答弁をしません。

○ 議 長 いいですか。他にございませんか。

- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。  
議第17号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第17号「白川町第6次総合計画の策定について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第18号「財産の取得について」を議題とします。  
説明を求めます。総務課長。  
(総務課長 安江章君 登壇)
- 総務課長 議第18号 財産の取得について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。  
はい。3番。  
(3番 梅田みつよ君)
- 3 番 取得については異議ございません。管理は各消防団で行われるのか、それとも総務課で行われるのか、個人で行われるのか、どういった管理方法をされるのかだけ教えてください。
- 議 長 はい。総務課長。
- 総務課長 基本的な管理は総務課で行います。ただし、消防団の方にも配備いたしますので、消防団に貸与という形で管理を徹底していきたいと思っております。
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。  
議第18号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第18号「財産の取得について」は、原案のとおり可決しました。
- 議 長 次に、日程第3のうち、議第19号「財産の取得について」を議題とします。  
説明を求めます。教育課長。  
(教育課長 藤井寿弘君 登壇)
- 教育課長 議第19号 財産の取得について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)

- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。  
議第19号を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第19号「財産の取得について」は、  
原案のとおり可決しました。
- 議 長 以上をもちまして、本日の日程は、すべて終了しました。
- 議 長 お諮りします。4日から10日は議事の都合のため、白川町議会規則第1  
0条第1項及び第2項の規定により、休会にしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、明日4日から10日までの7日間は休会す  
ることに決しました。
- 議 長 したがって、3月11日午前10時から本会議場において会議を開きます。  
それでは、本日はこれをもって散会します。どうもご苦労さまでした。  
(午後2時34分 了)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員